

特別養護老人ホームめずら荘

(ユニット型指定介護老人福祉施設)

重要事項説明書

【 理念 】

济生会創立の理念に基づき
“健康への願い”に「良質の医療・福祉サービス」と「まごころ」で応える

【 基本方針 】

1. めすら荘は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援します。
2. めすら荘は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

【 社会福祉法人 恩賜 財団 济生会について 】

明治44年2月11日、明治天皇は、時の総理大臣桂太郎を召されて「恵まれない人々のために施薬救療し、济生の道を広めるように」との济生勅語に添えて、お手元金150万円を下賜されました。桂総理は、この御下賜金を基金として全国の官民から寄付金を募って、同年5月30日 恩賜
財団 济生会を創立しました。

以来今日まで、社会経済情勢の変化に伴い、存廃の窮地を乗り越えるなど幾多の変遷を経ながらも、本会は創立の精神を引き継いで保健・医療・福祉の充実・発展に必要な諸事業に取り組んできました。

戦後、昭和26年に公的医療機関の指定、同27年に社会福祉法人の認可を受け、現在、社会福祉法人 恩賜
財団 济生会となっています。

目 次

1	入居が決まるまで	1 ページ
2	入居時、お持ちいただくもの	
3	居住スペース	
4	入居当日の手順	2 ページ
5	利用料	
6	利用料の支払い	6 ページ
7	金銭出納管理サービス	
8	身元引受人について	7 ページ
9	相談窓口	
10	苦情相談	8 ページ
11	介護（日常生活）	9 ページ
12	施設サービス計画書	13 ページ
13	サービス利用にあたっての留意事項	14 ページ
14	健康管理	15 ページ
15	転倒・事故について	16 ページ
16	身体拘束の禁止について	
17	入院期間中の取扱い	17 ページ
18	看取り介護について	
19	退所	
20	非常災害対策	
21	業務継続計画	
22	秘密保持	18 ページ
23	ご利用施設	
24	職員配置基準	19 ページ

1 入居が決まるまで

- ① 申し込み めずら荘事務所まで、来荘下さい。
めずら荘に入居を申請される理由等をお聞きします。
ただし、待機順序がありますので、すぐに入居できる
とは限りません。状況に応じて、緊急度は考慮します。
(佐賀県指定介護老人福祉施設入所指針によるもの)
- ② 入居判定会議 めずら荘の各種専門職にて、ご本人が入居できる状態か
どうか、身体・精神状況を検討します。
- ③ 入居が決まったら . . . めずら荘への入居が決まったら、ご家族へ連絡します。

2 入居時、お持ちいただくもの

①入居手続きに、次のものが必要となります。ご用意下さい。

- ・印鑑 ・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証
- ・後期高齢者医療被保険者証／国民健康保険証／健康保険証／船員保険証
- ・国民健康保険高齢受給者証 ・身体障害者手帳

②下記の日用品をお持ち下さい。

- | | | | | | | | | | |
|------------|---|----|---|--------|---|------|---|--|--|
| 日常着 | 5 | 寝衣 | 2 | 下着 | 5 | タオル | 5 | | |
| お湯のみ(らくのみ) | 1 | 靴 | 1 | 室内シューズ | 1 | 洗面道具 | | | |
| その他、日常生活用品 | | | | | | | | | |

- ・日常着は、ご本人の好きな服、動きやすい服、衣類等には名前のご記入を
お願いします。(＊別紙参照)
- ・寝衣は原則として就寝時に着用し、朝食前、夕食後に着替えます。
着替えが困難な方は、お手伝いします。
- ・季節の変わり目には、ご家族様にて衣替えをお願いします。
また、衣類の不足分はご家族様へ連絡し持ってきていただくか、ご本人
及びご家族様の了解を得て、購入していただきます。
- ・寝具類として、マット・シーツ・肌掛け布団・掛け布団・枕はめずら荘で
ご用意します。シーツ類は、週に1回定期交換をします。
- ・筆筒、仏壇等、自宅で使用していた馴染みの物を持参することも可能です。
但し、ロウソク、線香等、火気類の使用はできませんのでご了承下さい。
- ・原則として、貴重品はご遠慮願います。
施設ではトラブル・紛失等について、一切責任を負いません。

3 居住スペース

- ・各ユニットに、ユニット型個室、共同生活室(リビング)、トイレ等があります。
- ・居室には、テレビ、筆筒、洗面所が設置されています。

4 入居当日の手順

- ① 入居日時は、施設から前もって連絡します。
- ② 当日は、指定した日時に、めずら荘事務所までお越し下さい。入居手続きを行います。ご本人に適切なケアを提供するために、必要な情報をお聞きします。
※入居期間中に変更があった場合は、必ず連絡をして下さい。
- ③ 看護師・介護士・生活相談員により施設での生活について説明した後、入居契約書にてご契約いただきます。

5 利用料

利用料は以下の通りです。 **A+B の合計額** をお支払い下さい。

A	介護保険給付対象サービス	①介護福祉施設サービス費	②各種加算
B	介護保険給付対象外サービス	①食費	②居住費 ③その他

A 介護保険給付対象サービス

【介護福祉施設サービス費】

(介護保険負担割合証に応じた利用者負担割合での金額となります)

【ユニット型個室】		
要介護1	1日につき	6,700円
要介護2	1日につき	7,400円
要介護3	1日につき	8,150円
要介護4	1日につき	8,860円
要介護5	1日につき	9,550円

【各種加算】(介護保険負担割合証に応じた利用者負担割合での金額となります)

日常生活継続支援加算(Ⅱ)	1日につき	460円	毎日加算
看護体制加算(Ⅰ)	1日につき	40円	毎日加算
看護体制加算(Ⅱ)	1日につき	80円	毎日加算
夜勤職員配置加算(Ⅳ) □	1日につき	210円	毎日加算
個別機能訓練加算(Ⅰ)	1日につき	120円	計画同意日より毎日加算
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月につき	200円	計画同意日より毎月加算

【 各種加算 】

(介護保険負担割合証に応じた利用者負担割合での金額となります)

栄養マネジメント強化加算	1日につき	110円	計画同意日より毎日加算
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	1月につき	30円	(Ⅰ)(Ⅱ)のどちらかを加算
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	1月につき	130円	(Ⅰ)(Ⅱ)のどちらかを加算
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1月につき	500円	毎月加算
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	1月につき	100円	毎月加算
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	1月につき	50円	毎月加算
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	1月につき	1,000円 (R7.4~)500円	毎月加算
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1月につき	100円	毎月加算
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月あたり	介護サービス費に加算減算を加えた1月あたりにおける費用の1.4%(10円未満の端数四捨五入)	
安全対策体制加算	1回につき	200円	入所時に1回限り
栄養管理未実施減算	該当月	基準を満たさない場合、所定単位数から1日につき140円減算	
安全対策未実施減算	該当月	基準を満たさない場合、所定単位数から1日につき50円減算	
身体拘束廃止未実施減算	該当月	基準を満たさない場合、所定単位数の10%減算	
高齢者虐待防止措置未実施減算	該当月	基準を満たさない場合、所定単位数の1%減算	
業務継続計画未実施減算	該当月	基準を満たさない場合、所定単位数の3%減算	
入院・外泊時加算	1日につき	2,460円	6日限度 (初日・最終日は含まず)
初期加算(1ヶ月を超える入院後、入所された方も対象となります)	1日につき	300円	入所日から30日以内
経口移行加算	1日につき	280円	計画日から180日以内
経口維持加算(Ⅰ)	1月につき	4,000円	詳細については係へお尋ね下さい。
療養食加算	1食につき	60円	医師の処方箋必要
看取り介護加算(Ⅱ) *看取り介護を受けた入居者が死亡した場合、死亡日を含めて45日を上限として、死亡月にまとめて算定	1日につき	720円	死亡日以前31日以上45日以下
		1,440円	死亡日以前4日以上30日以下
		7,800円	死亡日の前日及び前々日
		15,800円	死亡日

配置医師緊急時対応加算	1回につき	6,500円	早朝・夜間
	1回につき	13,000円	深夜
	1回につき	3,250円	勤務時間外
再入所時栄養連携加算	1回につき	2,000円	再入所時1回限り
退所前訪問相談援助加算	1回につき	4,600円	詳細については係へお尋ね下さい。
退所後訪問相談援助加算	1回限り	4,600円	
退所時相談援助加算	1回限り	4,000円	
退所前連携加算	1回限り	5,000円	
退所時情報提供加算	月1回限り	2,500円	
在宅復帰支援機能加算	1日につき	100円	
在宅・入所相互利用加算	1日につき	400円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき	2,000円	
若年性認知症入所者受入加算	1日につき	1,200円	毎日加算
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	1月につき	1,200円	毎月加算

B 介護保険給付対象外サービス

1) 食費 (日額)

食事の提供に要する費用	1,595 円
-------------	---------

介護保険負担限度額認定証 に記載されている額	第1段階	300円
	第2段階	390円
	第3段階①	650円
	第3段階②	1,360円

※個人の希望により特別に用意する食事・外食等にかかった費用は、実費負担となります。

2) 居住費 (日額)

居住に要する費用	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証記載額		
		第1段階	第2段階	第3段階
ユニット型個室	2,066円	880円	880円	1,370円

【重要】 治療による入院が、6日以上継続される場合、7日目より居住費は通常料金(2,066円/日)が発生します。減額制度は適用になりません。

3) その他 (以下のサービスはご利用者様負担となります)

- ① 散髪代 【訪問理美容業者利用】 実費
- ② 済生会病院外来費 (診療・薬)
- ③ 他科外来・薬代 等
- ④ インフルエンザ予防接種費用 実費
- ⑤ エンゼルケア料 (処置、浴衣、化粧等) 1回につき 11,000円
- ⑥ 文書料・代行申請利用料 (*別紙一覧表参照) 1回につき 1,100円

※ 利用料減免制度について

当施設は、『社会福祉法人による利用者負担軽減制度』の適用施設となります。社会福祉法人等利用者負担軽減確認証をお持ちの方は、利用料が減免されますので、ご提示下さい。

新規の申請等、ご相談については生活相談員までお尋ね下さい。

6 利用料の支払い

- ① 毎月10日付け（利用月の次月）にて、請求書（明細を記載したもの）を御家族様宛てに送付致します。
- ② 唐津信用金庫 利用者様または御家族様名義の口座（通帳）に、毎月25日迄に必ず入金して下さい。
- ③ 毎月25日に、口座より自動振替致します。領収日は25日です。
- ④ 領収日を付した領収書は次月請求書送付時に、同封いたします。

7 金銭出納管理サービス

めずら荘が利用者から金銭を預り、利用者のために費用等の支払をするサービスです。（このサービスは契約の有無を選択できます。）

<サービスを利用された場合の代理行為の範囲>

- ・日常生活に必要な費用の支払い
- ・公租公課（税金の他、社会保険料・国民健康保険料、公共料金 等）の支払い
- ・医療費の支払い
- ・施設サービス利用料の支払い
- ・以上の支払に伴う預貯金の払戻し、解約、預入れ
- ・その他、利用者が特別に依頼した事項（但し、財産の管理処分を除く）

<金銭出納管理サービス費>

毎月1,000円です。

※ 詳しくは、別紙「金銭出納管理サービス管理規程」をご覧ください。

8 身元引受人について

めずら荘では、契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。
(入居契約書第21条の規定に基づき、身元引受人をご指定下さい)

- 身元引受人は、利用者の本契約に起因する債務に関する連帯保証人としての義務を負うものとします。
- 身元引受人は、契約者と連帯して、本契約から生じる契約者の債務を負担するものとします。
- 前項の身元引受人の負担は、極度額200万円を限度とします。
- 身元引受人が負担する債務の元本は、契約者または身元引受人が死亡したときに、確定するものとします。
- 身元引受人の請求があったときは、事業者は身元引受人に対し、遅延なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、契約者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

9 相談窓口

- ① 行政機関に対する手続きが必要な場合には、ご本人及びご家族の状況に応じて代行いたします。手続き等（確定申告等）で必要とする場合がありますので、入居されている間は、領収書・源泉徴収票・通知書等は保管しておいて下さい。
- ② めずら荘は、ご本人及びご家族からのいかなる相談（成年後見制度、地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）などを含む）についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。お気軽にご相談下さい。めずら荘事務所は1階にあります。

《 相談窓口 》 生活相談員

※成年後見制度・地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）とは…

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、預貯金等の財産を管理したり、介護等のサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度、地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）です。

【住所変更について】

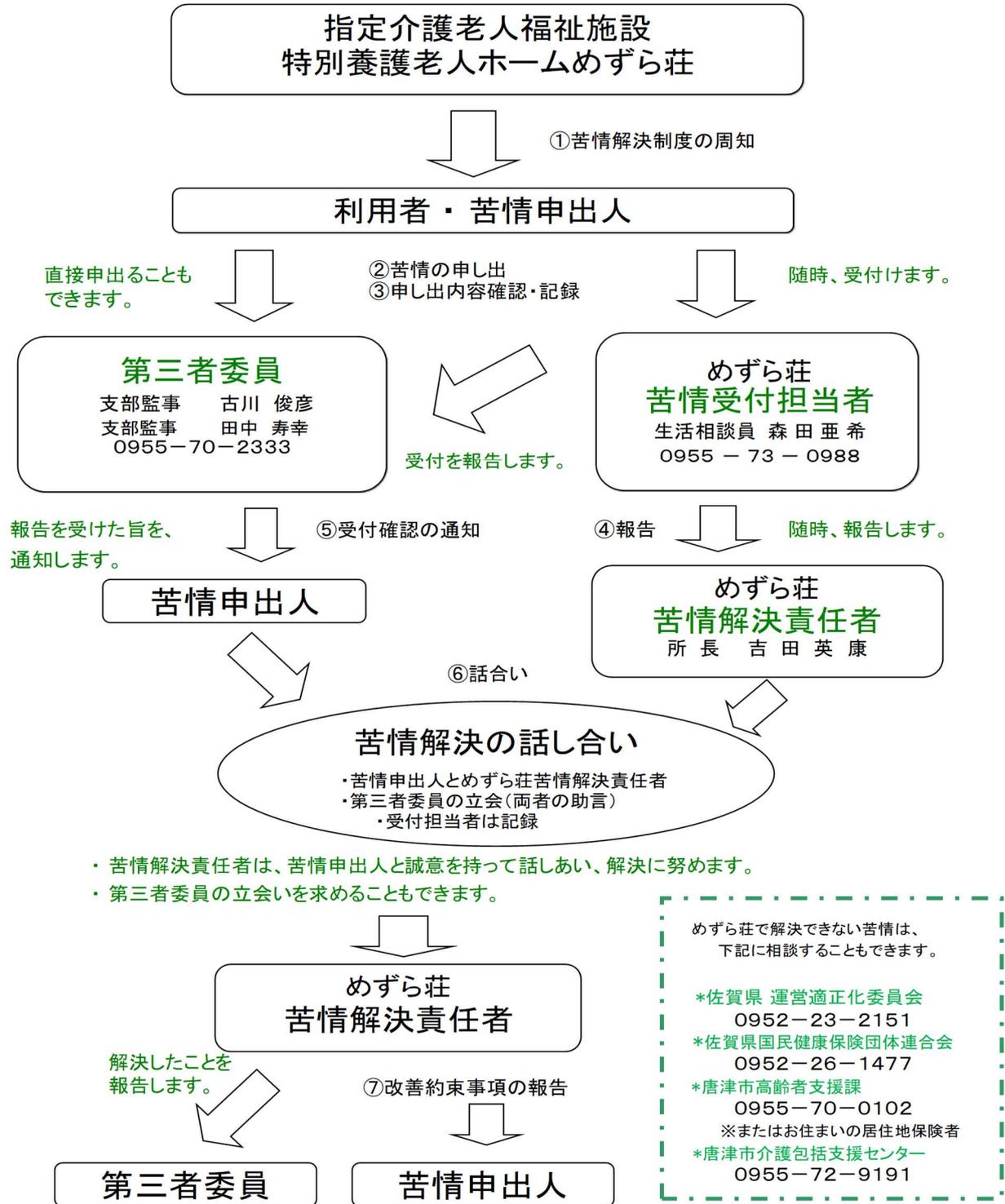
1年以上の入居が見込まれる場合、めずら荘への住所変更をご検討下さい。
(民法、地方自治体、住民基本台帳法によるものです)

住所変更に必要なもの

- 後期高齢者医療被保険者証
(もしくは国民健康保険被保険者証、
及び国民健康保険高齢受給者証)
- 介護保険被保険者証
- 年金証書(または、通知書番号が確認できるもの)
- 印鑑

めずら荘は、提供したサービスに関する苦情受け付け窓口（TEL 73-0988）を設置して、適切に対応するものとします。

めずら荘における苦情解決の流れ



*第三者評価の実施状況：有

実施した直近の年月日：平成 24年 10月 24日

評価機関：佐賀県社会福祉協議会 福祉サービス評価センターさが

評価結果の公表：有

1 1 介護（日常生活）

【年間行事】

めすら荘では、利用者の皆様に季節を実感していただけるよう、様々な行事を計画しています。（参考表示は施設全体での行事です。）

《参考》

5月	新茶会
6月	創立記念事業
8月	納涼茶会
9月	長寿の祝 秋の彼岸供養
10月	展望喫茶秋のティータイム
11月	紅葉狩り・唐津くんち見学
2月	如月ティータイム
3月	春の彼岸供養

各グループ毎のイベント、外出支援

（参考）お花見外出 紫陽花見学 芸術鑑賞 ご自宅への外出 思い出の地への外出

買物外出 理美容室への外出、お墓参り 等

各グループでの季節毎のイベント 等

その他

・慰問、ボランティア

児童 保育園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学 等

一般 老人クラブ、青年団、婦人会、レクリエーション団体

ボランティア団体、個人ボランティア 等

・イベントについては、「ほがらかだより」にて、報告をします。

「ほがらかだより」とは、めすら荘での生活をお知らせするために、毎月月初めに、ご家族様宛に送付するお便りです。

※ また、「ユニットだより」によりご本人の近況も担当介護士によりお知らせします。

【ユニットケア】

ユニットケアでは、1ユニット10名のグループに分かれて頂きます。

暮らしをサポートするスタッフも各ユニットごとに固定されており、利用者、その家族とスタッフがなじみの関係を築きながら、家庭的な雰囲気の中でケア

を受ける事ができます。

また、ご本人の性格、心身状況、生活習慣等を把握し、入居前の生活が継続できるように支援していきます。

《グループ名》

4階 東の浜ユニット 虹の松原ユニット 松浦川ユニット 舞鶴城ユニット

3階 東の浜ユニット 虹の松原ユニット 松浦川ユニット 舞鶴城ユニット

2階 東の浜ユニット 虹の松原ユニット 松浦川ユニット 舞鶴城ユニット

一日の過ごし方

毎日の生活は、ご本人のこれまでの生活習慣を尊重して支援します。

《お目覚め》

好きな時間に起床して下さい。

洗面や着替えをして、清々しい朝のひとときをお過ごし下さい。

《お食事》

好きな時間に、ごゆっくり召し上がって下さい。

ご自分で召し上がれない利用者の皆様には、職員がお手伝いをします。

選択メニューの日には、栄養士が事前にご希望を伺います。

《リフレッシュ》

多種多様な活動メニューを用意しますので、ぜひご参加下さい。

これまでの趣味・特技、外出等にも配慮しますので希望等ありましたら職員に遠慮なくお伝え下さい。

《お風呂》

どなたでも安全に入浴できるよう整備された浴槽を各階準備していますので、どうぞご利用下さい。

《ティータイム》

好きな時間に、ごゆっくり召し上がって下さい。

ご自分で召し上がれない利用者の皆様には、職員がお手伝いをします。

《お休み》

着替えはお済みですか？リビング、廊下の明かりが消えます。

居室については、好きな時間に消灯して下さい。

【介護サービスについて】

共通サービス

食事（水分補給） 排泄 入浴 整容（口腔清潔・更衣・洗面）
体位交換・移動 巡回・ナースコール対応

個別サービス

健康管理 栄養ケア 機能訓練
認知症ケア スキンケア 感染ケア
看取りケア 心理ケア 身体拘束防止

日常生活の活動

社会参加 レクリエーション

[共通サービスについて]

- ・食 事 《食事時間》
ご本人の生活習慣に配慮した時間帯で、食事を提供します。
《食事の場所》
ユニット内の食事スペースや、他フロア、仲の良い方と一緒になど、食事場所もご自由に選べます。
栄養のバランスを考えて献立し、調理しています。また、嚥下が困難な利用者の皆様には、特別なメニューもご用意しています。
めずら荘の食事は、冷たいものは冷たく、温かいものは温かくお出しするようにしています。
- ・水分補給 ティータイムやおやつの時間など、適切な時間に適切な量の水分補給を行います。
- ・排 泄 ご本人の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても個人に適した援助を行います。夜間も排泄介助を行います。
- ・入 浴 一般浴槽、車椅子入浴装置、特殊浴槽 を用意しています。
(浴室は2階・3階・4階にあります。)
- ・清 拭 体調が優れず入浴できない方には、清拭を行います。
- ・整 容 定期的に、シーツ交換、爪切り、散髪等の支援を行います。
- ・口腔清潔 毎食後、口腔洗浄を行いましょう。
ご自分で困難な方には適切な方法で介助します。
- ・更 衣 起床時、外出時、離床時には身なりを整え、清潔を保持できるよう支援します。就寝時には普段着からパジャマへ衣類を交換します。
- ・洗 面 朝の起床とともに、洗面をしましょう。
ご自分で困難な方には適切な方法で介助します。
- ・体位交換 適切な時間に体位を交換・ポジショニングし、褥瘡の予防に努めます。
- ・移動・移乗 スムーズに移乗でき必要な場所へ移動できるよう支援します。
- ・モーニングケア ナイトケア 1日のはじまりと終わりには、声をかけ、ご本人様の身体の状況やご要望などを確認します。
- ・巡回 時間毎に巡回し、安否・体調確認を行います。また、夜間も皆様の睡眠に支障のないよう、巡回をし、状態観察を行います。

[個別サービスについて]・・・共通サービス以外に必要な方には個別サービスをご用意します。

- ・健康管理 ご本人の状態に応じて、介護と看護が連携し、安心して安全で快適な生活が送れるよう支援します。

また、済生会病院より主治医が毎月1回、回診します。

- 栄養ケア ご本人に適した栄養ケアにより、健康的な生活ができるよう支援します。
- 機能訓練 機能訓練指導員により、ご本人の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
- 認知症ケア 尊厳が守られ、心理変化を理解し、行動障害の発生を予防できるよう支援します。
- スキンケア 褥瘡等のスキントラブルを予防、及び早期発見・治療できるよう支援します。
- 感染ケア 感染症が予防でき、発生した際にもまん延を防ぎ、治癒できるよう支援します。
- 看取りケア 「めずら荘で最後を迎えたい」と希望された方に対し、最期の日々を充実して過ごしていただけるよう看取り介護を行います。
- 心理ケア ご本人の思いや感情を受け止め、共感し、話を傾聴します。
- 身体拘束防止 身体拘束をすることなく、利用者に生活してもらうことができるよう支援します。
(「15. 身体拘束の禁止について」をご覧ください。)

[日常生活の活動]・・・ご本人が、状態に応じ、ユニットの中で家事等の役割を持って生活することができるように支援します。支援を行う際には、入居者のプライバシー確保に配慮します。
寝たきり防止の為、できる限り離床に配慮します。
また、施設に入居しても、地域とのつながりを大切にします。

- 社会参加 施設に入居したからといって、外に出られないわけではありません。どうぞ遠慮なく、外出及び外泊されて下さい。めずら荘でも、ご本人の希望に応じて外出及び外泊を支援します。
外出・外泊の際には行き先と帰宅時間を職員に申し出、指定の用紙にご記入下さい。

【お出かけ一覧】 役場、郵便局、図書館、美術館、病院、アーケード、飲食店、ホテル、景勝地、郷里、お寺・神社、お見舞い、自宅 など
また、めずら荘には登録したボランティアの方が多く来られます。地域の方との交流をお楽しみ下さい。

- レクリエーション 趣味、娯楽、教養等の支援を行います。また、ご自分のユニット内だけではなく、他のユニット、他の施設との交流もできます。

[その他]

- 面 会 来荘される方は面会時間を厳守してください。
施設安全管理対策の面で、必ず1階事務所にお立ち寄りください。
面会時間は、8：30 ～ 21：00です。
時間内は、いつでもご本人様に会いに来られて下さい。お待ちしております。
*感染症対策で面会制限をさせていただく場合は別途お知らせいたします。
- 洗 濯 めずら荘にて洗濯します。私物には必ず名前を記入して下さい。
(*別紙参照)
- 喫 煙 敷地内禁煙となっています。

12 施設サービス計画書（ケアプラン）

- 【介護保険制度の仕組み】
介護保険制度は、「自立支援」を基本理念として、個人の実現したい目標（生活に対する意向）に沿ってサービスを提供する仕組みになっています。
- 【ケアプラン】
めずら荘でも、一人ひとりの利用者の身体や精神の状況や生活全般をみわたり、人生の目標を定め、その目標に沿った「ケアプラン」を作成し、それに基づいたサービスを提供します。

(ケアプランの一例)

ニーズ	長期目標	短期目標	期 間	サービス内容	担当者	頻度
今までの趣味や 楽しみに興しながら、 楽しく暮らしたい。	趣味や楽 しみが続 けられ、 笑顔で暮 らせます。	花を育て ます。	(長期) 12ヶ月	①毎朝、花の水やりにはラン ダへお連れします。	介護士	毎 朝
		カラオケ を人前で 披露でき ます。	(短期) 6ヶ月	②カラオケの場を提供しま す。(施設内、外出)	介護士	月1回

- 【介護支援専門員】
「ケアプラン」を作成するためには利用者の個人情報が必要となりますが、ご本人のより望ましい生活を支援するために必要なことですので、担当の介護支援専門員に教えて下さい。介護支援専門員は実務経験後、資格を取得し、所定の研修を修了した者です。
- 【多職種協働による生活支援】
「ケアプラン」は介護支援専門員が一方的に作成するのではなく、ご本人自身がどのような生活を望んでいるのかということから出発するものであり、ご本人・ご家族と一緒に作り上げ、ご本人の生活を支えていきます。ご協力お願い致します。
- 【説明と同意】
めずら荘では、利用者及びご家族へ説明し、納得し同意をいただいた上で、サービスが提供されます。
ご本人様の計画に依りて、定期的に、満足度・達成度を確認し、書面にて同意を頂いていますので、ご協力をお願い致します。

・【満足度・達成度・変更必要性の確認】

「ケアプラン」は、ご本人及びご家族様の満足度等を確認しながら、定期的に見直します。プラン見直し時期には、ご家族様へお声をおかけしますので、サービス担当者会議への出席をお願いします。また、新しいプランをご説明させていただきますのでめずら荘までご来荘下さい。

《 栄養ケア計画 》

- ・健康管理の一環として、個々人に最適な栄養ケアを行い、医師、歯科医師、管理栄養士、介護支援専門員、看護師等が協働し、栄養ケア計画を策定します。

【歯科往診・受診】摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成するため、入居時には歯科を受診して頂きます。（かかりつけ医のある方はお知らせ下さい）

《 個別機能訓練計画 》

- ・機能回復訓練ではなく、潜在能力を最大限に発揮させ、自立した生活への支援を通じて、利用者の生活機能の改善、悪化の防止や尊厳ある自己実現を目的として、機能訓練指導員、介護支援専門員、介護士、看護師、生活相談員等が協働し、個別機能訓練計画を策定します。

《 褥瘡対策に関する計画 》

- ・褥瘡（床ずれ）の発生と関連のあるリスクについて評価し、医師、看護師、介護士、管理栄養士、介護支援専門員等が共同し、褥瘡対策ケア計画を策定します。

《 口腔衛生管理に関する計画 》

- ・歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔清掃等についての技術的助言及び指導を行い、口腔衛生管理についての計画を策定します。

1 3 サービス利用に当たっての留意事項

- ① 居室及び共用施設、敷地を本来の用途に従って利用して下さい。
- ② サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、施設が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただしその場合、施設はプライバシーの保護について、十分な配慮をするものとします。
- ③ 利用者は施設・設備について、故意、又は重大な過失により滅失、破損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- ④ 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と施設との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

1 4 健康管理

- ①めずら荘の嘱託医師により回診日を月1回設けて健康管理に努めます。

嘱託医師 内科医 3名 （済生会唐津病院）

また、めずら荘においても看護師を配置し、責任者を定めています。

看護責任者 看護課長 常勤看護師：1名

看護師 基準配置数 3名 (基準数以上の配置をしています)

- めずら荘では、24 時間適切な看護が提供できるよう看護体制を整備し、看護職員不在時には、介護職員による標準観察項目を定め、異常の早期発見に努めます。
また、済生会唐津病院との 24 時間連絡体制を整備し、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保しています。
- お薬については、看護責任者が服薬管理を行い、安全に提供できる体制を整備しています。
- 病院受診が必要な際には、当荘の車輛、もしくは状況に応じて救急車を利用し搬送します。(但し、唐津市外の受診送迎・付添については対応いたしかねます。原則、ご家族での対応をお願いしています。)
入院が必要となった際には、ご家族に入院手続き等をしていただきます。
- 経管栄養の方については、定期的な病院受診を行い、チューブを管理、交換します。

協力医療機関 済生会唐津病院
その他協力医療機関 (第二種協定指定医療機関) 平川病院
診療科目 内科、外科、呼吸器科、消化器科、循環器科、神経内科
呼吸器外科、整形外科、耳鼻科咽喉科、放射線科、
リハビリテーション科
協力歯科医療機関 たなべ歯科医院
(かかりつけの歯科がある方はお知らせ下さい。)

②検査について

健康状態を知るために、定期的の下記の通り実施します。

採血検査 3ヶ月に1回
胸写・心電図 年1回

また、入居時にも検査を実施し、健康状態の確認をします。

③感染防止について (疥癬、インフルエンザ、結核、ノロウイルス 等)

快適な生活の場となるように、環境整備を行います。

また、インフルエンザ予防接種の推進を図り、感染予防に努めます。

面会の方も手洗い、うがいをして感染防止にご協力下さい。

インフルエンザ、ノロウイルスの流行期間については、場合によっては面会の制限をさせていただくことがあります。

④食事について

可能な限り、経口摂取を支援いたします。

栄養士管理のもと、高齢者に必要な栄養量の食事を提供します。

健康状態により、主治医の指示により治療食を提供することもできます。

15 転倒・事故について

めずら荘は、利用者の人格を尊重し、行動を抑制することなく、日常生活で離床・歩行等の自立を支援しています。

日頃より、事故防止には細心の注意をはらうよう心がけていますが、思いがけない事故(転倒、転落、無断外出等)が起こることも考えられます。

その際は、協力医療機関である済生会唐津病院の医師に連絡をとり、迅速

に対応いたします。

16 身体拘束の禁止について

「身体拘束」とは、以下の具体的な行為のことです。

- 徘徊・転落しないように車椅子やベッドに体幹や四肢をひもで縛る
- 自分でおりられないように、ベッドを柵で囲む
- 点滴などのチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る
- 皮膚をかきむしらないように、ミトン型の手袋をつける
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- 脱衣やおむつはずしを制限するためにつなぎ服を着せる
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

めずら荘では、施設サービス提供にあたっては、ご本人の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

やむを得ず身体的拘束をする場合は、必ずご家族様の了解を得るようにし、拘束の解除を目標に鋭意検討を行います。

Q. めずら荘ではなぜ、「身体拘束」を禁止しているのでしょうか？

A. 「身体拘束」は、ご本人へ多くの弊害をもたらしてしまうからです。
多くの弊害とは、以下のようなものがあります。

- (身体的弊害) ①関節拘縮、筋力低下、圧迫部位への褥瘡 といった外的弊害をもたらします
②食欲低下、心肺機能低下 といった内的弊害をもたらします
③車椅子への拘束であれば、無理な立ち上がりによる転倒事故、
ベッド柵への拘束であれば、乗り越えによる転倒事故など
大事故を発生させる危険性をもたらします
- (精神的弊害) ①本人に不安や怒り、屈辱、あきらめといった多大な精神的苦痛をもたら
します
②認知症が進行し、せん妄などの頻発をもたらします
③ご本人の拘束された姿を目にし、ご家族にとっても、精神的に辛いものです
④拘束する職員にとっても、精神的に辛いものです
- (社会的弊害) ①「あの施設では拘束される」といった施設への不信感がうまれてしまいます
②心身機能低下から医療処置を要し、医療費という社会経済にも影響をもたら
します

17 入院期間中の取り扱い

- ご本人に入院する必要が生じた場合、退院する事が明らかに見込まれるときは、退院後再びめずら荘に入居する事ができます。
- 主治医の診断により、長期療養が必要な方には当荘での生活が可能な状態になるまで、治療・療養に専念頂く為、退去していただきます。

- 退院後、入院前のお部屋とは異なるお部屋へ移動していただく場合があります。
- やむを得ず退去される場合は、居宅介護支援事業者、その他の保健医療サービス、または福祉サービスを提供する事業者と密に連携をとり、責任を持って調整いたします。

18 看取り介護について

看取り介護は、一般に認められている医学的な知見に基づき、医師が回復の見込みがないと診断された場合、ご本人及びご家族の意向のもと、その人らしく生き、その人らしい最期が迎えらるるための支援をします。

※ 詳しくは、別紙「特別養護老人ホームめずら荘 看取り介護規定」にてご説明いたします。

19 退去

書面による退所の手続きがございます。

お荷物（通帳、衣類一式、保険証、証書等）は身元引受人様に引き渡します。

20 非常災害対策

- 非常災害に備えるため、定期的に（年2回以上）避難訓練を行います。
- 万一、非常事態が生じたときは職員の誘導に従って、落ち着いて行動して下さい。エレベーターは絶対に使用しないで下さい。

21 業務継続計画

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

22 秘密保持

- 業務上知り得たご本人及びご家族様の情報は、正当な理由がない限り、秘密は保持します。また、施設職員でなくなった場合も同様です。
- 施設内ではサービス担当者会議にてご本人の心身の状況等を定期的に協議する際、ご本人及びご家族様の情報を用いることがあります。
- 介護サービスを提供するにあたっては、市町村・医療機関・介護保険事業者等

へ必要な情報を提供し円滑に連携を図るものとします。

2.3 ご利用施設

施設の名称	社会福祉法人 恩賜財団 済生会 特別養護老人ホーム めずら荘		
施設の所在地	佐賀県唐津市東唐津4丁目7番26号		
施設長名	吉田 英 康		
電話番号	0955-73-0988	FAX番号	0955-75-0938
入居定員	120名（長期入居 110名 + ショートステイ 10名（入院時空床利用））		

※ご利用者の居住スペースは2、3、4階となります。

1階には事務所、厨房、機能訓練室、多目的ホール等、6階には展望喫茶があります。
5階にはケアハウスめずら荘が併設されています。



2.4 職員配置基準

職員の職種	基準	保有資格
施設長	1	施設長資格
生活相談員	1.2	社会福祉士、社会福祉主事

介護職員	37	介護福祉士、ホームヘルパー2級
看護職員	3	看護師、准看護師
機能訓練指導員	1.2	看護師、准看護師
介護支援専門員	2	介護支援専門員
医師	3（嘱託）	医師
栄養士	1	管理栄養士

実人数につきましては別紙1（職員配置基準及び実人数について）をご参照下さい。